

公立大学法人三重県立看護大学理事長の選考開始について

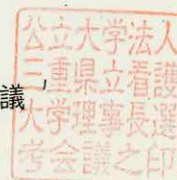
公立大学法人三重県立看護大学理事長選考会議は、現理事長の任期が令和8年3月31日で満了することに伴い、選考日程等を決定し、次のとおり理事長の選考手続を開始することとしましたのでお知らせします。

公立大学法人三重県立看護大学理事長候補者の選考について(公示)

公立大学法人三重県立看護大学理事長の選考及び解任手続等に関する規程第2条に基づき、公立大学法人三重県立看護大学理事長の選考について、下記のとおり公示する。

令和7年10月20日

公立大学法人三重県立看護大学 理事長選考会議



1 選考の内容

(1) 理事長の選考を行う事由

現理事長の任期満了(任期満了日:令和8年3月31日)

(2) 理事長の任期

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで(4年間)

(3) 理事長候補者の要件

最終頁「公立大学法人三重県立看護大学理事長選考基準」を参照

2 理事長候補者の推薦

(1) 理事長候補者の推薦の手続

候補者を推薦する者は、理事長候補者となる本人の承諾を得て、書面により理事長選考会議に推薦すること。

(2) 理事長候補者を推薦できる者及び方法

公示日現在における公立大学法人三重県立看護大学職員就業規則第2条第1項に規定する職員(人事交流による派遣受入職員、特命教授、特任教員及び契約職員を除く教職員)の5名以上の連署により、理事長候補者を推薦することができる。

(3) 推薦受付期間

令和7年10月20日(月)から11月21日(金)までの平日9時から17時まで。

ただし、受付期間最終日の11月21日(金)については、9時から12時まで。

(4) 提出書類及び提出先

理事長候補者推薦書(第1号様式)を事務局副局長兼総務課長又は総務課担当者を経由して理事長選考会議に提出すること。

(5) 被推薦者の提出書類及び提出先

理事長候補者として推薦された者は、健康状況申立書(第2号様式)、健康診断書(第3号様式)及び所信表明書(第4号様式)を、事務局副局長兼総務課長又は総務課担当者を経由して理事長選考会議に提出すること。

3 選考の方法

(1) 理事長の選考

公立大学法人三重県立看護大学理事長選考基準に則り、かつ、公立大学法人三重県立看護大学職員就業規則第2条第1項に規定する職員(人事交流による派遣受入職員、特命教授、特任教員及び契約職員を除く教職員)による意向調査の結果も参考にして、理事長選考会議が理事長の選考を行う。

(2) 意向調査の日時・場所

令和7年12月16日(火)8時50分から15時まで
三重県立看護大学 管理棟2階 小会議室

(3) 期日前投票の日時・場所

令和7年12月9日(火)から12月15日(月)までの平日9時から17時まで
三重県立看護大学 管理棟1階 事務局事務機器室

(4) 理事長の選考を行う選考会議の日時・場所

令和7年12月17日(水)13時から
三重県立看護大学 管理棟2階 小会議室

4 理事長候補者の所信表明書等の縦覧

(1) 理事長候補者の推薦書及び所信表明書の縦覧

令和7年12月1日(月)から選考終了の時のまでの平日9時から17時まで
三重県立看護大学 管理棟1階 事務局事務機器室

(2) 理事長候補者名簿及び意向調査の資格者名簿の縦覧

令和7年12月1日(月)から令和7年12月16日(火)までの平日9時から17時まで。
ただし、12月16日(火)については、9時から15時まで

5 その他

公立大学法人三重県立看護大学定款第10条第2項の規定により、理事長は、大学の学長となる。

公立大学法人三重県立看護大学理事長選考基準

公立大学法人三重県立看護大学は、三重県における看護学教育・研究の中核的機関として質の高い人材を養成するとともに、教育・研究の成果を社会に還元し、三重県はもとより国内外の看護の発展と保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

この目的を達成するため、教育・研究活動や地域貢献活動を推進し、また、自主・自律および効率的な運営を行っている。さらに、ますます多様化する保健医療ニーズに応えるため、教育・研究の更なる質的向上を図る取組を積極的に進めているところである。

これらの取組を推進していくために理事長兼学長に求められる資質・能力は次のとおりである。

- 1 人格が高潔で学識に優れ、公平かつ真摯な姿勢で職務を遂行する資質や能力を有すること
- 2 理事長兼学長として、本学の教育理念や教育目標の実現、財務基盤の充実及び中期目標の達成に取り組む責任感と情熱を有すること
- 3 社会情勢の変化を踏まえ、将来を見据えた広い視野を持って、教育・研究や地域貢献についてのビジョンと方向性、それを実現するための計画や具体的方策を示し、実施に向けてリーダーシップを発揮する能力
- 4 法人や大学の会議組織と十分に意思疎通を図りながら法人や大学を適切かつ効果的に運営する能力と、地域課題の解決に貢献するため県内の状況を把握するとともに、三重県をはじめとする多様なステークホルダーと積極的に関係を構築する能力を有すること
- 5 学内の心理的安全性を高め、教職員のモチベーションを向上させるとともに、合意形成を円滑に進めるコミュニケーション能力を有すること
- 6 地域に根差した高度な看護人材養成機関である本学の存在感を示すため、本学の教育研究活動の成果を国内外に広く発信する能力を有すること